

不動産証券化協会認定マスター 登録の一時停止制度に関するご案内

登録の一時停止の申請対象

登録の一時停止とは、所定の手続きにより、マスターの資格認定を一定期間停止する措置のことです。マスターは、マスター資格制度規則第 21 条の規定により、以下に該当した場合には、登録の一時停止を申請することができます。

① 長期的な療養を必要とする病気、怪我等

※医療機関発行の診断書等が必要になります。

② 出産、育児による休職・離職

※出産、育児による休職期間は原則として 1 年以上であることが必要です（要証明書）。

※出産・育児を期に離職した場合、離職日を確認できる証明が必要です。

※休職、離職のいずれの場合も、子の誕生日等を確認できる書類の提出が必要です。

※上記の本人等からの申請によるもののほか、第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号規定の欠格事由のいずれか（破産者等、成年被後見人・被保佐人等）に該当した旨の申し出があったとき、あるいは該当していることが判明したとき、当協会は登録の一時停止を行います。

一時停止の制度内容

一時停止中は、年間登録料の納入及び継続教育の受講の義務はなくなりますが、マスターを名乗ることはできなくなります。

一時停止中も、マスター資格制度規則第 24 条の処分の対象となるほか、5 年毎の資格の更新審査の対象となります。資格の更新申請の手続きも必要となりますのでご注意ください（郵送にて書類をお送りします）。

称号の使用	「不動産証券化協会認定マスター（アソシエイト）」を名乗ることはできない (当会が公表の認定者一覧からも氏名が削除されます。)
年間登録料の納入の義務	不 要
継続教育の受講の義務	不 要
更新審査	対象となる（更新申請が必要になります）
その他	マスター資格制度規則第 24 条規定の処分の対象となる

また、一時停止の状態からマスターに復帰（一時停止の解除）するためには、まず一時停止の解除の申出が必要になります。「①長期療養」を理由とした一時停止の場合にはその事由の消滅から 1 年以内、「②出産、育児による休職・離職」を事由とした場合には、子が 3 歳となる日の属する年度末日（3 月 31 日）までに、申出が必要になります。期限までに申出なかった場合や、6 ヶ月以内に一時停止の解除の要件を満たさなかった場合には、資格を喪失することになりますので注意が必要です。

一時停止の該当事由	○長期療養（病気、怪我等） ○欠格事由 破産者等、成年被後見人・被保佐人等	○出産育児に伴う休職、離職
解除申出の期限	事由の消滅から <u>1年以内</u>	<u>子が3歳となる日の属する年度末日（3月31日）まで注2</u>
一時停止の解除要件 （復帰のための要件）注3	〈停止期間が3年未満〉 →30Pに相当する継続教育の受講 〈停止期間が3年以上〉 →60Pに相当する継続教育の受講	〈停止期間に関わらず〉 →30Pに相当する継続教育の受講
一時停止を認められた方が資格は喪失するケース	一時停止の事由の消滅から1年以内に一時停止の解除の申し出をしなかった場合 ・一時停止の解除の申出をしたにも関わらず、 <u>6ヶ月以内に解除の要件を満たさなかった場合</u>	・一時停止の解除の申出期限までに申し出なかった場合

注2 解除の申出期限までの間であれば、ご自身の任意のタイミングで解除を申し出ていただき、資格者に復帰することが可能です（例えば、1年間の育児休暇の終了するタイミング等）。

注3 解除の要件を満たすために参加する有料の研修会の受講料は本人負担となります。また、登録の一時停止の解除後は、復帰した日が属する年度分の30ポイントも取得する必要があります。

一時停止の申請と許可

登録の一時停止の申請を希望する場合には、マスター本人（又は親族等の代理人）は、マスター資格制度事務局まで該当事由、状況についてご連絡ください。状況等をヒアリングのうえ、申請書をお渡しいたします。指定された証明書類等を添えて申請をお願いします（3ページ参照）。

当協会が登録の一時停止を許可した場合、本人（又は申請を行った親族等の代理人）宛てに許可通知を送付します。登録の一時停止が可能な期間や一時停止の解除の要件は停止をした事由や期間により異なります（1ページ下部の一覧及び当ページ上部の一覧参照）。

▼注意▼ 以下の場合には、登録の一時停止を申請できません。

- ・申請する年度の年間登録料が未払いである。
- ・5年間の受講管理期間内に2回目の警告を受けたマスターが、その警告を受けた翌年度に2回目の警告を取り消すために必要な60ポイントをまだ取得していない場合（まず2回目の警告を取り消さなければ一時停止を申請することができません）。

一時停止の申請書類について

登録の一時停止を申請する事由により申請書が異なります。また、状況や申請のタイミングなどにより添付いただく書類が異なります。

1. 長期療養の場合

現在の病気、怪我の状況などにより、ご提出いただく添付書類が異なります。申請書のお渡しの際、個別にお話を伺ったうえで、ご案内いたします。下記はご提出いただく書類の例となります。

○ご提出いただく書類の例

・運転免許証等の公的身分証明書の写し
・医療機関発行の診断書
・休職証明書（休職の場合）

2. 出産育児に伴う休職・離職の場合

休職又は離職や、申請するタイミングにより、ご提出いただく添付書類が異なります。

また、休職・離職のいずれの場合にも、一時停止の申請及び許可の事由となった子が生まれた場合、「マスター本人と申請の対象となる子の関係」が分かり、かつ「その子の誕生日」が分かる公的な書類の写しのご提出が必要となります（当協会が一時停止期間の終了日を特定するための情報です）。出産前の申請が許可された場合には、その子が産まれた日から3ヶ月以内に、その書類の写しをご提出いただきます。

<ご提出いただく書類の例>

①休職・離職共通

・運転免許証等の公的身分証明書の写し
・母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー、又は住民票（世帯票） ※マスター本人と対象となる子の関係が分かり、かつその子の誕生日が分かる公的な書類の写し ※申請時又は子が生まれてから3ヶ月以内の提出が必要です。

②休職の場合（①に加えて提出が必要になるもの）

・勤務先発行の休職証明書（休職期間が明記されたもの）

③離職の場合（①に加えて提出が必要になるもの）

・離職証明書（離職票）又は退職証明書（離職日が明記されたものに限る） ※雇用保険被保険者資格喪失届でも可

<FAQ>

①制度上、子どもが3歳となる日の属する年度末日（3月31日）まで登録の一時停止が可能とのことですが、子どもが1歳となる頃に仕事に復帰するつもりです。それでも子どもが「3歳となる日の属する年度末日」まで一時停止が認められるということでしょうか。

A当制度は実際の休職期間や離職している期間に限って、登録の一時停止を認めるものではありませんので、復職したとしても、3歳となる日の属する年度末日まで一時停止をすることができます。ただし、解除の期限までに申出を行い、かつ6ヶ月以内に要件を満たさなければ資格を喪失しますので注意が必要です。

②育児休暇を取得しますが、出産から半年ほどで復職することが事前に決まっています。本制度の対象となりますか？

A原則として通算1年以上の産前・産後休暇、育児休業の取得を前提としていますが、予定している休職期間が1年未満だったとしても、事情によっては一時停止の対象となりますのでご相談ください。

③男性でも育児を理由とした登録の一時停止制度を利用できますか？

A男性も利用できますが、原則として1年以上の育児休業を取得することが前提となります（証明書要）。1～2ヶ月程度の短期間の育児休暇の取得による一時停止は認められません。

④登録の一時停止の申請は子どもが産まれる前（育児休職に入る前）に申請し、許可を受けなければならないのでしょうか。

A出産後（育児休職に入った後）でも申請は可能です。ただし、産まれた子が3歳となる日の属する年度末日（3月31日まで）が登録の一時停止の解除期限となりますので、一時停止を1歳から申請し、許可されたとしても、一時停止の期間が延長されることはありません。

⑤1人目の子どもの出産を期に登録の一時停止の許可を受けている間に、2人目の子どもを妊娠しました。登録の一時停止を継続したいのですが可能でしょうか？

A一時停止を延長することはできませんが、2人目の子どもの出産・育児を事由に、改めて申請をしていただくことが可能です。この申請が許可されれば2人目の子が3歳となる日の属する年度末日まで一時停止をすることが可能になります。なお、2人目の出産育児を事由とした登録の一時停止が認められた時点で、最初の登録の一時停止の許可は取り消されます。

一時停止期間中について

1. 登録の一時停止が認められている期間について、年間登録料の納入、継続教育の受講の義務はなくなりますが、「不動産証券化協会認定マスター（アソシエイト含む）」の称号を使用することはできません（名刺やSNS等のプロフィールなどにも、マスターの資格を所有していることを表示することはできません）。当協会もマスター資格制度 Web サイト掲載の「認定者一覧」ページから氏名を削除します。

2. 一時停止期間中に資格の更新審査（5年ごと）を迎える場合、資格の更新申請手続きを行っていた
だき、更新審査（倫理行動要件の充足の審査）を受ける必要があります。当ページ下記の「一時停止
の解除について」もあわせてご確認ください。
3. 登録の一時停止期間中であっても、もマスター資格制度規則第24条に定める処分の対象になりま
す。

▼注意▼

- ・当協会は一時停止期間中に資格の認定証明書の発行はいたしません。
- ・登録の一時停止期間中は継続教育として実施されている研修等の受講はできません（ARES
CAMPUS へのログインもできなくなります）。登録の一時停止を解除する申し出があった時点で、
当協会は、ARES CAMPUS での継続教育プログラムの受講、各種研修等の申込を可能にする手
続きを行います。

一時停止の解除について

登録の一時停止の解除の流れは以下の通りです。詳細は解除の申し出があった際にご案内します。

※復帰を希望する日の属する年度が資格更新の年度に該当する場合、4月の更新審査を経て資格更新が
認められたことが公表（5月中旬）され、復帰年度の年間登録料の納入確認後の復帰となります。

1. 一時停止の解除の申し出

長期療養の場合には病状の回復後1年以内、出産・育児の場合には一時停止の解除の申出の期限（3
歳になる日が属する年度末日）までに、当協会に対して一時停止を解除する申し出を行ってください。

※一時停止の事由により、申出書のほか、証明書等の添付書類の提出をお願いする場合があります。

2. 解除の要件を満たす→不動産証券化協会に申し出る

一時停止を解除する申し出をいただいた後、ARES CAMPUS へのログインをできるようにします。
研修や ARES CAMPUS で提供されている継続教育プログラム等の受講により、解除の要件を6ヶ月
以内に満たしてください。

解除の要件は、一時停止をした事由および期間により異なりますので、当案内2ページをご参照くだ
さい。なお、要件を満たした場合には、その旨を当協会までお申し出ください。

※解除の要件を満たすために有料の研修会等に参加される場合、受講料は本人負担となります。

※解除の要件を6ヶ月以内に満たさない場合、資格を喪失することになります。

3. 年間登録料の納入

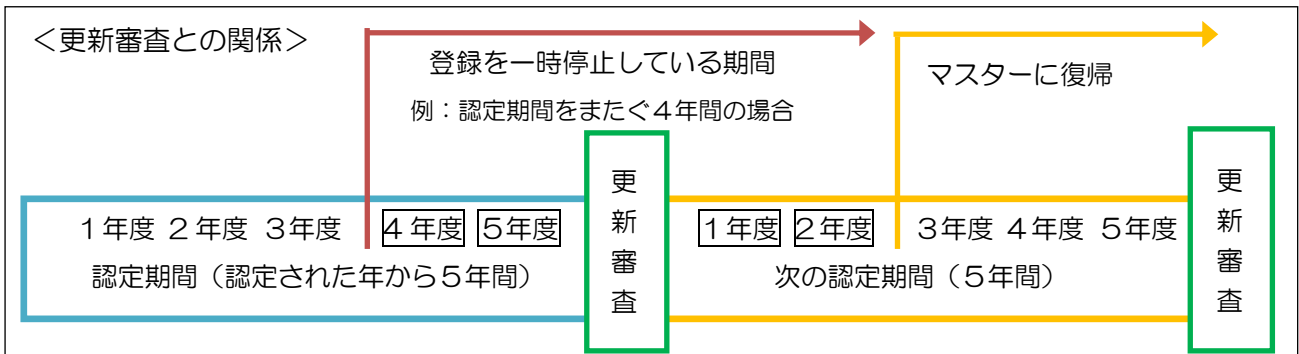
本人から申し出をいただき、解除の要件を満たしたことを当協会が確認した場合、マスターとして復
帰する日の属する年度の年間登録料のお支払いについてご案内します。年間登録料の入金を当協会で確
認した後、登録の一時停止の解除の手続きを行います。

4. マスターとして復帰

マスターとして復帰した後は、マスターの称号を使用することが可能になり、マスター資格制度 Web
サイトの「認定者一覧」ページに再び氏名を掲載します。また、通常のマスタの継続教育の受講義務
として、復帰した日の属する年度分の30ポイントを取得する必要があります。

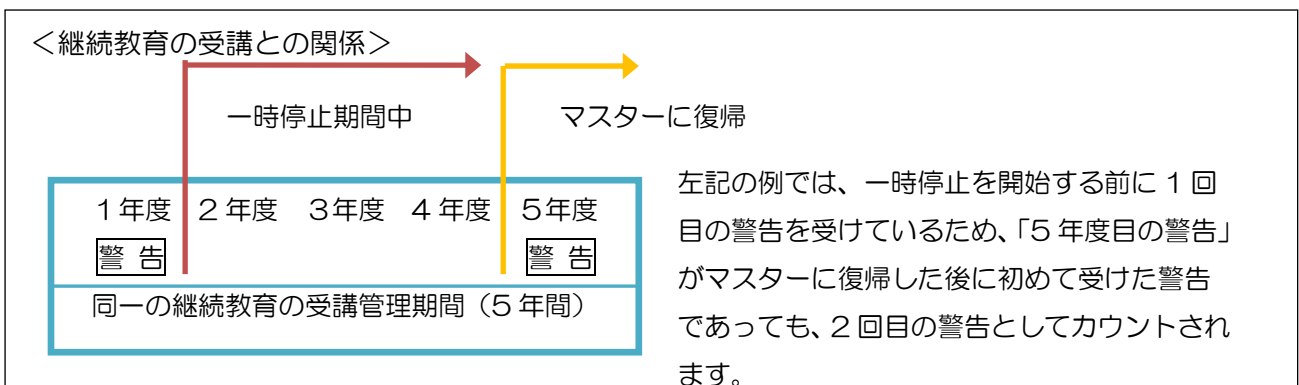
▼注意▼

年度末（2-3月頃）にマスターに復帰される場合、同じ年度に、復帰するためのポイントと復帰後の規定の30ポイントの両方が必要になってしまいます。新年度になる前の2月頃に復帰の準備を始め、新年度（4月）にマスターとして復帰するスケジュールをお勧めいたします。



資格の認定を受けた年から5年ごとに実施される資格更新審査は、一時停止をしている間であっても、対象となります。郵送に更新申請手続きのご案内を行いますので、必ず申請手続きを行ってください。更新審査を受ける年は、登録の一時停止をしたことがあっても、変更されることはありません。

継続教育の受講については、登録の一時停止を開始した時点が含まれる継続教育の受講が管理される5年間（認定期間と同一の5年間で、以下「受講管理期間」という）において、一時停止を開始する前に既に1回目の警告を受けていた場合、一時停止の期間を挟んだとしても、その1回目の警告は消滅することなく、5年間の警告数のカウントは継続しています。したがって、一時停止を開始した同じ受講管理期間内に一時停止を解除してマスターに復帰した場合には、2回目の警告を受けないように注意する必要があります。2回目の警告を受けた翌年度は60ポイントを取得しなければ資格を喪失します。



以上

ARE Sマスター資格制度事務局
TEL：050-3816-3695（電話での受付時間は下記よりご確認ください）
<https://www.ares-campus.ares.or.jp/inquiry/inquiry-overview/>
※メールでのお問い合わせは ARE S CAMPUS にログイン後、右メニューの「お問い合わせ」よりお願いいたします。